令和 2 年度 E コマース販路拡大実践支援補助金(二次公募) 応募要領

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター(以下「ISCO」という。)では、沖縄県からの委託を受けて、「沖縄型 EC スキル普及・連携支援事業」を実施している。

当該受託業務において、Eコマース販路拡大実践支援補助金(以下「本補助金」という。)における補助対象事業者を、以下の要領で広く募集する。

1. 補助金の趣旨

本補助金は EC スキル普及・連携支援事業で行う研修を受講する沖縄県内(以下「県内」という。)中小企業・個人事業者に対する、販路拡大への取組に要する経費について交付することにより、県内中小企業のEコマース市場における販路拡大および収益確保の基盤を育成することを目的とする。

沖縄県は補助対象事業者が実施する補助対象経費の一部を補助する。

2. 補助金の概要

(1) 交付対象事業者

中小企業及び小規模事業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者)かつ、 県内に事業所を有する者で、EC スキル普及・連携支援事業で行う研修を受講して いる者。

(2) 事業期間

交付決定の日から令和3年2月28日まで

- (3) 補助金の交付
 - ① 補助対象経費
 - ・EC モールへの出店経費
 - ・EC 店舗ページの作成・改修に係る経費
 - ・リスティングやバナー広告等の EC 広告費
 - ・EC 用パッケージデザインに係る費用 (EC 用パッケージデザインとは、EC 専用商品などの包材:箱等のデザインのことです。*資材費・印刷費は補助対象外です。)
 - ・解析ツールの導入、テスト商品開発、専門家派遣等、マーケティング調査に 係る経費

※補助対象経費には消費税および地方消費税を含まない。

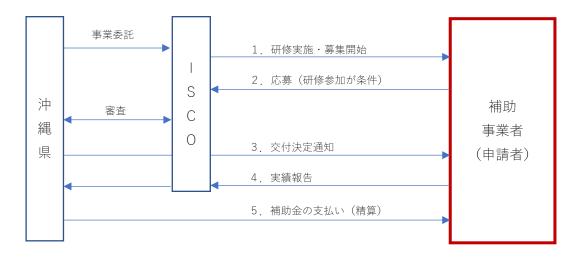
② 補助率

補助対象経費の10分の10以内

③ 補助額

補助上限額30万円

(4) 補助の流れ



- 1. ISCO は、本事業の目的に沿った補助対象事業を応募する。
- 2. 補助を希望する事業者は、ISCO に補助金申請に係る必要書類を提出する。
- 3. 沖縄県は採択された事業者に対し交付決定通知書を送付する。
- 4. 事業者は補助事業完了後、実績報告を行う。
- 5. 補助金の交付は、原則として実績報告に基づき精算払いにて行う。

3. 応募の手続き等

(1) 応募説明

令和 2 年度 E コマース販路拡大実践支援補助金の応募説明については、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、集合型の応募説明会は行わず、説明内容をまとめた映像を下記サイトにて公開する。また、本補助金の申請には研修動画の視聴・事業説明の視聴が必須条件です。

公開場所:まいにちに。おきなわ web サイト内

「EC参入に関する情報を知りたい」の案内情報より視聴可能。

【セミナー動画 URL: https://www.mainichini-okinawa.jp/infoPage.html 】



※研修を受講した参加者はアンケートの回答をもって視聴済とする。 アンケートは動画下部の詳細より URL から回答可能。 ※研修動画は3つあり、そのうちいずれかの動画視聴が必須。

※アンケートへは、申請書へ記載する会社名・担当者名・メールアドレスを記載すること。

(2) 応募申請書等の提出

応募申請書等の提出は、郵送により行うこと。また、受付期限内に到着するよう送付すること。※郵送の際に到着確認が可能な手段をとることを推奨する。

- ① 受付期間:令和2年11月11日(水)~11月30日(月)※消印
- ② 提出書類:「4 応募書類等」のとおり
- ③ 送付先および問い合わせ先: 「9 各種書類提出・問い合わせ先」のとおり
- (3) 債権者登録申請書の提出準備

採択候補となった事業者(内定事業者)への交付決定を速やかに実施する為、債権者登録申請書及び関連書類(通帳の写し)の提出準備をお願い致します。

- ① 受付期間:令和2年12月18日~令和2年12月25日(予定)
- ② 提出書類:債権者登録申請書および通帳の表紙・カナ面の写し
- ③ 送付先および問い合わせ先: 「9 各種書類提出・問い合わせ先」のとおり

4. 応募書類等(必ず A4 サイズ片面印刷にて提出すること)

- (1) 応募書類
 - ① Eコマース販路拡大実践支援補助金交付申請書(第1号様式)
 - ② Eコマース販路拡大計画書(第1号様式(別紙1))
 - ③ 交付申請額內訳書(第1号様式(別紙2))
 - ④ 別紙2に係る見積書の写し
 - ⑤ 決算関係資料の写し

(法人) 直近期の損益計算書、貸借対照表、販管費明細、製造原価報告書(製造業) (個人事業主) 直近1年間の受付印のある確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書等

- ⑥ Web サイト (トップページ・主な商品ページ等を印刷して添付)
- 事業税納税証明書の滞納がないことを証明する書類(沖縄県税の納税証明書原本)取得場所:県税に関する申告・相談の窓口(沖縄県ホームページ)https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/kaisyuu/madogutinoannnai.html※直近のもの
- ⑧ (法人)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※発行後3カ月以内 写し可 (個人事業主)開業届の写し
- (2) 提出部数

紙媒体 2部(正本1部、**副本(コピー)1部**)

※申請書は原則として、A4版・縦左綴りとし、左上をダブルクリップで留めること。ステープル(ホッチキス)止めや製本は行わないこと。

- (3) 申請に関する留意事項
 - ① 応募内容と同一の内容ですでに国等から補助等を受けている場合、または採択が 決定している場合は本事業における審査対象から除外、または採択の決定が取り 消されることがある。
 - ② 応募書類に不備がある場合には審査の対象とならないことがあるため、申請書様式に従い記入を行うこと。なお、審査を行う上で追加資料の提出を求めることがある。
 - ③ 提出された申請書類、添付資料等は返却しない。なお、これらの書類は審査の目的のみに使用し、全ての内容を機密保持する。
 - ④ 補助金交付額については、審査の結果等により、申請額から減額して交付決定することがある。

5. 審査方法および審査のポイント

(1) 審査方法・結果通知

審査は書面にて行う。選定委員会を開催し、審査結果の通知は 10 月中旬に沖縄県から申請事業者に対して行う。

- (2) 審査のポイント
 - ① 事業内容

ア 本事業の趣旨・目的等を理解した内容となっているか

- ② 具体性
 - ア 事業の実施内容およびその計画等が具体的になっているか
 - イ 事業の一連のスケジュールについて、具体的に記載しているか
- ③ 事業効果
 - ア 事業の実施により自社の EC における課題の解決につながる内容となって いるか
 - イ 事業の実施により販路拡大やアクセス数、売上の増加が期待できる内容と なっているか
- ④ 自走化
 - ア 補助金終了後も自走できる内容となっているか

6. 補助金の留意点

県からの補助金交付決定後に事業を開始することになるが、以下の点に留意すること。

(1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、申請者の事業者名、事業の概要等を公表する ことができる。 (2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても 交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出する実績報告書に基づき、 精算払いを行うことを原則とする。(第8号様式)

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要がある。

- (5) 事業の終了
 - ① 実績報告書の提出

補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日または交付 決定に係る年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(第 7 号様式)を提出しなければならない。

(6) その他

補助金の遂行にあたっては沖縄県及び ISCO と随時協議を行い、その指示に従うこと。

7. スケジュール (予定)

(1) 応募開始

令和2年11月11日(水)

(2) 事業説明・セミナーの視聴 およびアンケートの回答締切

令和 2 年 11 月 11 日 (水) ~ **令和 2 年 11 月 30 日 (月) 17 時**

(3) 応募書類提出締切

令和2年11月30日(月)※消印

(4) 審査結果通知

令和3年1月4日(月)※予定

(5) 交付決定

令和3年1月4日(月)※予定

(6) 実績報告締切

令和3年3月15日(月)

8. その他留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ その他担当者が予め指示した事項に違反した場合
 - ⑤ 応募要領に違反すると認められる場合
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類の提出にあたって使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差替えもしくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 応募申請書等の作成に要する経費等、本業務の企画提案に要した経費については、 参加者の負担とする。
- (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
- (6) 補助事業者の選定に関する審査内容や過程等については、公表しない。また、審査の結果(不採択の理由等)に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 補助事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。 そのため、補助対象事業を実施するにあたっては、沖縄県、ISCO と協議して進 めていくものとし、提案された内容全てを実施することを保証するものではない。
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県および ISCO とで協議するものとする。

9. 各種書類提出・問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 505-2

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター

沖縄型 EC スキル普及・連携支援事業

担当:池間、垣花、荷川取、海田

e-mail: ec@isc-okinawa.org

TEL: 098-859-1831

※電話問い合わせはテレワーク等で応対できない場合がございます。

お問い合わせは原則メールにて頂戴できますようお願い致します。

以上